

第4期障がい者福祉計画（基本計画）	第5期障がい者福祉計画（基本計画）
<p>第1章 計画策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の位置づけ 3. 計画策定(見直し)の基本的方向 4. 計画期間 5. 計画の対象者 6. 計画の策定体制 	<p>第1章 計画策定に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨・背景 2. 計画の位置づけ 3. 計画策定の基本的方向 4. 計画期間 5. 計画の対象者 6. 計画策定の過程
<p>第2章 障がいのある方を取り巻く状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいのある方の現状 2. サービス提供体制の現状 	<p>第2章 障がいのある方の現状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい児・者数 2. 障がい児・者を取り巻く状況
<p>第3章 障がい福祉施策などの進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「障がい者福祉計画」の進捗状況 2. 「障がい福祉計画」の進捗状況 3. 障害福祉サービスの実績 4. 地域生活支援事業の実績 	<p>第3章 障がい福祉施策などの進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第4期障がい者福祉計画に関する進捗状況 2. 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況 3. 障害福祉サービスの実績 4. 地域生活支援事業の実績
<p>第4章 障がい福祉の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいのある方に対する実態調査 2. 関係者などに対するヒアリング調査 3. 障がい福祉の課題の整理 	<p>第4章 障がい福祉の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意向調査の結果 2. 団体ヒアリングの結果 3. 課題の整理
<p>第5章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念 「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」 2. 基本目標 3. 計画の施策体系 	<p>第5章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念と基本目標 「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」 2. 計画の施策体系
<p>第6章 障がい者福祉計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の内容 <p>○基本目標1:総合的ケアマネジメント体制の確立</p> <p>基本施策1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供</p> <p>基本施策1-2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実</p> <p>基本施策1-3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実</p> <p>○基本目標2:ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大</p> <p>基本施策2-1 情報提供の充実</p> <p>基本施策2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発</p>	<p>第6章 障がい者福祉計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の内容 <p>○基本目標1:総合的ケアマネジメント体制の確立</p> <p>基本施策1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供</p> <p>基本施策1-2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実</p> <p>基本施策1-3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実</p> <p>○基本目標2:ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大</p> <p>基本施策2-1 情報提供の充実</p> <p>基本施策2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発</p> <p>【主な事業に追加】江別市手話言語条例の施策の推進</p>

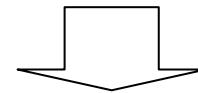
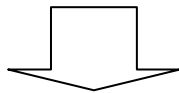
第4期障がい者福祉計画（基本計画）	第5期障がい者福祉計画（基本計画）
<p>基本施策2-3 地域福祉・ボランティア活動の支援 基本施策2-4 社会参加の推進</p> <p>○基本目標3:障害福祉サービスの充実 基本施策3-1 訪問系サービスの提供と充実 基本施策3-2 日中活動系サービスの提供と充実 基本施策3-3 居住系サービスの提供と充実 基本施策3-4 コミュニケーション手段の確保の支援</p> <p>基本施策3-5 日常生活用具等の提供と充実 基本施策3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実</p> <p>○基本目標4:保健・医療サービスの充実 基本施策4-1 障がいの発生予防、早期発見 基本施策4-2 医療・保健サービスとの連携 基本施策4-3 早期療育体制の充実</p> <p>○基本目標5:保育・教育施策の充実 基本施策5-1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供</p> <p>○基本目標6:雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援 基本施策6-1 就労能力の向上の支援 基本施策6-2 就労の確保、待遇の向上促進</p> <p>○基本目標7:障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進 基本施策7-1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携 基本施策7-2 防災・安全対策の充実 基本施策7-3 移動・交通対策の推進 基本施策7-4 バリアフリーのまちづくり</p> <p>○基本目標8:スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進 基本施策8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援</p> <p>2. 目標の設定 3. 施策の展開方向</p>	<p>基本施策2-3 地域福祉・ボランティア活動の支援 基本施策2-4 社会参加の推進</p> <p>○基本目標3:障害福祉サービスの充実 基本施策3-1 訪問系サービスの提供と充実 基本施策3-2 日中活動系サービスの提供と充実 基本施策3-3 居住系サービスの提供と充実 基本施策3-4 コミュニケーション手段の確保の支援</p> <p>【主な事業に追加】江別市手話言語条例の施策の推進</p> <p>基本施策3-5 日常生活用具等の提供と充実 基本施策3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実</p> <p>○基本目標4:保健・医療サービスの充実 基本施策4-1 障がいの発生予防、早期発見 基本施策4-2 医療・保健サービスとの連携 基本施策4-3 早期療育体制の充実</p> <p>○基本目標5:保育・教育施策の充実 基本施策5-1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供</p> <p>○基本目標6:雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援 基本施策6-1 就労能力の向上の支援 基本施策6-2 就労の確保、待遇の向上促進</p> <p>【主な事業に追加】農福連携</p> <p>○基本目標7:障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進 基本施策7-1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携 基本施策7-2 防災・安全対策の充実 基本施策7-3 移動・交通対策の推進 基本施策7-4 バリアフリーのまちづくり</p> <p>○基本目標8:スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進 基本施策8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援</p> <p>【主な事業に追加】障がい者文化芸術活動の推進 【主な事業に追加】読書バリアフリーの推進</p> <p>2. 目標の設定 3. 施策の展開方向</p>

第4期障がい者福祉計画（基本計画）	第5期障がい者福祉計画（基本計画）
<p>第7章 障がい福祉計画</p> <p>1. 地域生活移行に係る目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の入所者の地域生活への移行目標 ・福祉施設から一般就労への移行目標 <p>2. 障害福祉サービスの見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの提供 ・日中活動系サービスの提供 ・居住系サービス ・相談支援 <p>3. 障害児通所支援の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の提供 <p>4. 地域生活支援事業の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の提供 	<p>第7章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画</p> <p>1. 令和5年度の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域生活への移行 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・障がい児支援の提供体制の整備 <p>2. 障害福祉サービスの見込み量と今後の取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの提供 ・日中活動系サービスの提供 ・居住系サービス ・相談支援 ・今後の取組みの方向性 <p>3. 障害児通所支援等の見込み量と今後の取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の提供 ・今後の取組みの方向性 <p>4. 地域生活支援事業の見込み量と今後の取組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の提供 ・今後の取組みの方向性 <p>5. 【新】相談支援体制の充実・強化等</p>
<p>第8章 計画の実現に向けて</p> <p>1. 障がいのある方が生き生きと安心して生活できる環境づくり</p> <p>2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり</p>	<p>第8章 計画の実現に向けて</p> <p>1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり</p> <p>2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり</p>

詳細は4ページの実施計画である、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画 (実施計画)	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画 (実施計画)
<p>平成32年度の成果目標</p> <p>1 地域生活移行に係る目標</p> <p>○福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者数 平成28年度末の入所者数の9%以上 ・施設入所者数の減少見込み 平成28年度末の入所者数の2%以上削減 	<p>令和5年度の成果目標</p> <p>1 地域生活移行に係る目標</p> <p>○福祉施設の入所者の地域生活への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者数 令和元年度末の入所者数の6%以上 ・施設入所者数の減少見込み 令和元年度末の入所者数の1.6%以上削減
<p>○福祉施設から一般就労への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の一般就労移行者の1.5倍以上 ・平成28年度の就労移行支援利用者の2割以上増加 ・就労移行率が3割以上の就労移行支援事業の割合を5割以上 <p>・就労定着支援開始から1年後の就職定着率を8割以上</p>	<p>○福祉施設から一般就労への移行目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の一般就労移行者の1.27倍以上 ・令和元年度の就労移行支援利用者の1.3割以上増加 ・削除 ・【新】就労継続支援 A 型事業は、令和元年度の移行実績1.26倍 ・【新】就労継続支援 B 型事業は、令和元年度の移行実績1.23倍 ・削除 ・【新】就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する ・【新】就労定着率が8割以上の事業所を7割以上
<p>○障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置 	<p>○障がい児支援の提供体制の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置
<p>2 障害福祉サービスの見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの提供 ・日中活動系サービスの提供 ・居住系サービス ・相談支援 	<p>2 障害福祉サービスの見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスの提供 ・日中活動系サービスの提供 ・居住系サービス ・相談支援
<p>3 障害児通所支援の見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の提供 	<p>3 障害児通所支援の見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の提供
<p>4 地域生活支援事業の見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の提供 	<p>4 地域生活支援事業の見込み量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の提供

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画 (実施計画)	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画 (実施計画)
	5 【新】相談支援体制の充実・強化等 ・相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制を確保



第4期障がい者福祉計画(基本計画)の計画期間中は、第5期障がい福祉計画は見直し、第1期障がい児福祉計画は新規策定となった経緯があるが、基本計画は見直ししておらず、当初の枠組みで記載している。

次期計画は3計画を一体的に策定するため、太枠の第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(実施計画)は、第5期障がい者福祉計画(基本計画)の「第7章」に位置付ける。